

答 申 書
(答 申 第 179 号)
平成 26 年 10 月 24 日

1 審査会の結論

出店要請行動記録に係る文書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「〇〇町「〇〇〇〇」に対する出店要請行動記録（〇〇〇〇）※〇〇〇〇」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、請求内容にある情報を記載した公文書（以下「本件対象文書」という。）は作成しておらず、現に管理していないことを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消すことを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人（本件開示請求者）の求める公文書は、〇〇〇〇が〇〇〇〇に対して行った、同〇〇〇〇の〇〇町の〇〇〇〇への出店要請に関する行動記録と解される。

そこで、請求内容にある〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇という観点から、本件開示請求に関連すると思量される本庁各関係課及び出先機関の関係課に対し、それぞれ本件対象文書の存否を確認した。しかし、いずれも本件対象文書を作成しておらず、現に管理していなかった。

以上の事実により、本件対象文書は不存在である。

イ 本件開示請求の対象となっている、〇〇〇〇の〇〇〇〇への出店にあたり、実施機関が本件対象文書を作成しているか否かは明らかとなっていない。

そこで、実施機関の探索範囲を考慮すると、考えられる各関係課に文書の存在を確認したが、その存在を確認することはできなかつたとの実施機関の説明は、特段不自然なものは認められず、その探索範囲を含め、問題があるとはいえない。

また、異議申立人は、〇〇〇〇としての行動は常に公務であることから、行動記録を作成すべき旨主張する。

本件開示請求の対象となった〇〇〇〇の〇〇〇〇への出店要請行動があったか否かは明らかと

なっていないが、仮に出店要請があった場合であっても、〇〇〇〇の行動をすべて文書として残すべき規定はない。さらに、企業等に対して要請を行った際には必ず文書を作成することを義務付けた規定もないので、要請等を行っても、必ずしも文書を作成するものではないことから、異議申立人の主張は採用することができない。

以上のことから、当審査会としては、本件対象文書が不存在であるとする実施機関の説明について、特に不自然、不合理な点はなく、また、実施機関が本件対象文書を保有していることを推認するに足るその他の事情もないものと認める。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張についても、審査会において実施機関が明らかにすべき事柄ではなく、本件対象文書を不存在とする実施機関の主張を覆すに足りる証拠もない。したがって、異議申立人のその他の主張は条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 26 年 7 月 2 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 456） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書不存在通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書）提出
平成 26 年 7 月 11 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号 456） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成 26 年 8 月 19 日 （ 第 二 部 会 ）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成 26 年 9 月 19 日 （ 第 二 部 会 ）	○ 答申案骨子審議
平成 26 年 10 月 10 日 （ 第 75 回 審 査 会 ）	○ 答申案審議
平成 26 年 10 月 24 日	○ 答申